

## 特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の改正について

・ 特条例第26条の2及び第26条の3の施行に伴い所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行う。

条項	改正内容
第2条	特条例第26条の2及び第26条の3の施行に伴い、権限の委任及び山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令に基づき、不均一課税の適用範囲を定める。
第12条 (新設)	
第13条 (改正前第12条)	租税特別措置法の条項ずれに伴う規定の整備及び山村振興法に係る規定を規定したことに伴う条ずれ。

### ○備考

(施行期日)

- 1 公布の日から施行し、改正後の規則第12条については、平成31年4月1日から適用する。  
(経過措置)
- 2 平成31年4月1日以後に改正後の規則第12条に規定する振興山村産業振興施策促進区域特別償却設備を新設し、又は増設した者について、特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第4条の規定による申請の期限がこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)から起算して2月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して2月を経過する日とする。